

決算審査特別委員会（本審査）

令和7年11月7日（金） 議場

【建設水道部】

○高橋委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。本審査前にお願いをしたいことがございます。説明員の方は举手の際、はいと声を挙げていただくように改めてお願ひいたします。また、マイクを自分の口元に向けていただきますように併せてお願ひいたします。それでは建設水道部の本審査に入ります。2番、山口委員。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦でございます。住宅使用料の徴収については、大変苦労されていることは理解しております。答弁では背景や要因を分析し悪質なケースへの法的措置を含む効果的な対策を研究とありますが、本当に困っている方は別としまして、悪質な方には法的措置を研究ではなく、法的措置で対応されてはいかがでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○住宅係長 住宅係長の池内です。山口委員の御質問にお答えします。住宅使用料の未納者への法的措置に関する御質問についてですが、前段の質問で回答させていただきましたとおり、担当者としても特に悪質なケースについては法的措置の検討が必要だと考えております。過去の具体例として、平成28年度には一定の収入があるにも関わらず、多額の住宅使用料を長期間滞納し、町からの再三の納付指導にも応じず、訪問時には居留守を使うなどの悪質なケースがありました。このケースでは法的措置を講じた結果、和解という形で解決に至りましたが、その後は滞納が発生した場合には督促状の送付や電話での催促に加え、本人との面談を徹底し生活費の収支状況を詳細に確認の上、納付計画を作成し継続的な納付管理に取り組んできました。その結果、平成28年度当初に約3400万円あった滞納額は令和6年度末には2063万8030円まで減少しております。公営住宅の入居者は低所得者や生活保護受給世帯が多い状況です。そのため担当者としては法的措置をする前に、まずは滞納者の収支状況などを十分に把握し個別の事情に応じた納付計画を作成実行し、少額でも確実に滞納額を解消していくことが重要であると考えております。その上で悪質なケースへの法的措置についても念頭におきながら事務を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願ひいたします。

○山口委員 はい、分かりました。

○高橋委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次に3番、長渕委員。

○長渕委員 はい。4番、長渕豊です。土木道委託金の樋門操作についての御返答いただきました。その中で災害発生時の判断基準及び指示系統はどうなっていますか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○管理係長 管理課管理係長の石塚と申します。ただいま長渕委員の御質問にお答えいたします。災害発生時の判断基準と指示系統はと言う御質問でございますが、こちら既に洪水などが災害が発生している場合や、樋門施設のある地区に避難指示が発令されたときは、樋門施設の巡回や操作は行いませんが、御質問の趣旨につきましては災害が発生する前段階の樋門施設の巡回や臨時操作する際の判断基準というところでよろしいでしょうか。はい。それではまず初めにですね、樋門施設の巡回や臨時操作をする上での指示系統について御説明申し上げます。樋門操作の委託業務につきましては北海道から町が委託を受けた後、町から民間業者へ再委託を行っておりまして樋門施設の巡

回や臨時操作に関する指示につきましては、河川管理者である北海道から町が指示を受け、北海道の指示に基づいて町から採択した民間業者に対し実際の巡回や臨時操作を指示いたします。次に樋門施設の巡回や臨時操作を行う判断基準でございますが、大雨警報や洪水警報などが発表されたときや洪水などの災害が発生する恐れがあるときに警戒態勢に入ります。また、河川の水位が上昇し住宅などがある堤内側へ河川の流水が逆流を始める恐れがあるときは、樋門施設の水位を確認するために巡回を行います。さらには河川の水位が上昇し住宅などがある堤内側へ逆流を始めたときは、または逆流を起こす状態が明らかになると樋門施設のゲートを全て閉める操作を行うことが北海道との委託業務契約に定められております。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○長渕委員 はい。4番、長渕豊です。再質問させていただきます。今、樋門についての運用についてお聞きしましたけれども、大小様々な樋門があると思いますけれども、その水位の確認というのを、今道からの計画だとかそういうことについて動き出すというふうに聞きましたけれども、水位観測員として委託していると言うか任命されている方がいると思うんですが、他の町村なんかでは近くに住む住民の方が担っているというふうに聞いていますけれども、中標津はどのような形になっていますでしょうか。

○高橋委員長 はい。

○管理課長 はい。管理課長の徳永でございます。ただいまの長渕委員の御質問に回答いたします。中標津町もですね、以前は樋門の近くの農家の方に管理人としてやっていただきて、管理巡回などをやっていただいた経緯がございます。しかしこれで、高齢っていうこともあつたりだとか担い手がいないっていう部分あります。近年は町が委託を受けて、町から現在は建設業者のほうに再委託をしているという状況であります。以上です。

○長渕委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ4番、山口委員。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦です。貸地料と貸家料について詳細の説明をお願いします。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○管財係長 はい。建設課管財係長の中川です。ただいまの山口議員の御質問にお答えいたします。建設課管財係における貸地料でございますけれども、貸地料は1603万1442円でございまして、貸付件数は116件、貸家料は297万6132円でございまして、貸付件数は4件となっております。貸地料の貸付件数116件のうち、年間契約は81件、一時使用は35件となっております。貸家料の4件につきましては、4件とも年間契約となっております。以上でございます。

○山口委員 はい、委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○山口委員 7番、山口雄彦です。再質問いたします。今の116件と4件につきまして、どのような貸付先と言うか相手先と言うんですかね。それは具体的には難しいですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○管財係長 建設課管財係長の中川です。ただいまの山口委員の御質問にお答えいたします。年間契約81件のうち、企業団体は63件、個人18件、一時使用は35件のうち、企業団体は28件、個人は7件でございます。貸家料の4件のうち、企業団体は3件、個人は1件でございます。以上です。

○山口委員 はい、委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦でございます。再質問いたします。こちらの貸家料、貸地料につきまして、妥当なところで値上げとか言うのはいかがですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○管財係長 建設課管財係長の中川です。ただいまの山口委員の御質問にお答えいたします。貸地料及び貸家料の見直し、値上げでございますけれども、貸地料につきましては3年ごとの固定資産税路線価の見直しに合わせて実施しております、直近では令和7年度に見直し値上げを行っております。貸家料につきましては建物の状況によりますけども、現状維持を基本に、その場所の状況におきまして適切に判断しながら検討してまいりと考えております。以上でございます。

○山口委員 はい、分かりました。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ5番、これは私で12番、高橋善貞です。旧標準線跡地等草刈業務委託料について質問させていただきます。答弁書を見ると、単純に昨年度の予算を予定価格として、委託業者はその価格どおりに見積り提出して業務処理をしてるので、特に問題はないっていうような書かれ方をしています。通常は発注者側で委託業務の業務費を積算して予定価格を決めていくべきではないかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょう。はい、どうぞ。

○管財係長 建設課管財係長の中川です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えいたします。令和6年度の旧標準線跡地を含む4か所における草刈業務ですけども、予定価格につきましては私どもで算出方法を基に計算しておりますけども、5年度6年度につきましては変わらない形でいまして、それでしたけども、繰り返しの回答になりますけども、いずれも予定価格の範囲内であったため契約が成立しておりますので、このことから予定価格が諸経費の上昇分に対しても対応できる金額であったと判断しております。以上でございます。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。再質問させていただきます。人件費も上がっていて、ガソリン軽油の価格も高騰してきている状況で、令和5年から6年に關して価格の上昇は全くなくて前年度と同じ予算になりました。同じ予定価格になりましたというのはかなり無理があるんじゃないかなと私は思うんですが、職員の給料もそうでしょうし、令和5年6年に対して相当物価が上がっていると思うんですよね。その観点はちょっと違うんですが、価格の上昇はなかったという判断なんでしょうか。はい、どうぞ。

○管財係長 はい。それら価格の上昇も分かっておりましたので、令和6年度において草刈業務を契約締結した3件の受注者に聞き取りを行っております。その際ですけれども労賃等の上昇を受けて今後の物価動向を見据えて、町で設定していた予定価格が妥当であったかを直接業者さんに確認したんですけども、3件の受注者からは経費などは上がっておりますけども、当該草刈業務は少額業務であり6年度は問題ないと回答をいただいたところでございまして、受注者が不利益を被ることがなかったと判断しております。以上でございます。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。117万の委託料が少額なのかちょっと私は判断できませんが、この委託業務と同じ発注方式をとっている委託料について、この業務の他に何件ぐらいあるのか、答弁書の聞き取り調査を全ての委託業務に実施していくべきじゃないかなと思うんですが、この3件以外はやらないということでしょうか。

○管財係長 すみません。4件、草刈業務があったんですけども、3件は2者見積りで、そのうち2件は同じ業者でした。そのうち1件が1者随契ということで、4件の業務に対して3件の業者ということでしたので、3件という形での回答となりましたところです。以上です。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。質問は調査をこの3件だけに価格の高いか安いかの聞き取り

を行うだけであって、他の委託業務、草刈以外にもたくさんあると思うんですけど、その聞き取り調査はしていかないということなんですか。はい、どうぞ。

○管財係長 はい。建設課管財係長の中川です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えいたします。現状管財係におきまして、委託業務は草刈業務だけとなっておりますので、それ以外の聞き取りに関しては予定しておりません。以上でございます。

○高橋委員長 もう一度、すみません。12番、高橋善貞です。もう一度ちょっと聞きますが、一般的の建設業務の中で委託料というのはかなり出てくるはずなんです。この標準線の跡地以外でも草刈の委託料が出てくると思うんですけど、その辺の実態調査はしないんで、標準線の跡地だけが実際の実勢価格に合ってるか合ってないかの調査をするということなんですか。はい、どうぞ。

○建設課長 建設課長不藤でございます。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えさせていただきます。当該業務以外の草刈委託業務につきましては、町で財政課のほうからその請け負った業者さんに確認するようにと言うことで、私たちも標準線の草刈について調査、聞き取りを行ったところでございます。なので他の草刈委託業務につきましても、それぞれの担当課のほうで確認していると思っております。以上です。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。財政課から指示があつて委託業務の実勢価格について調査するようにと言う指示があつたということは、建設水道部だけじゃなくて、他の部局もそういう調査はされているものと考えていいんですね。はい、どうぞ。

○建設課長 建設課長不藤です。そのように認識されて問題ないかと思います。以上です。

○高橋委員長 はい、分かりました。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ6番、松村委員。

○松村委員 はい。15番、松村康弘でございます。景観形成推進費における景観審議会の開催実績についてお聞きしましたところ、1回という返事が答弁書に載っております。審議内容について、景観法に基づく届出状況ということで表が載っております。景観審議会はいつ頃開かれたのか。それからこの景観法に基づく届出状況というのはどのようなものがあったのか、まずお聞かします。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたします。まず開催の日時につきましては、令和7年2月18日火曜日、1時30分から2時30分の1時間開催したところでございます。また、景観審議会における報告事項の1番、景観法に基づく届出状況の詳細につきましては、届出について工作物の新設が3件、工作物の修繕が1件、開発行為及び建築物の新築が1件の計5件、次に行政団体からの通知について建築物の新築が1件、建築物の改築が1件、建築物の修繕が1件の計3件、次に軽易な行為として、届出の提出は不要となる適用除外行為について、工作物、附帯設備の撤去、増設が3件、工作物の修繕が1件の計4件、最後に過去に届出が提出されたものに関する完了報告につきまして、開発行為、宅地造成が1件、工作物の新設が1件の計2件について、報告をしたものになってございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○松村委員 はい。15番、松村康弘でございます。景観法に基づく届出状況についての報告は聞きました。この景観審議会は景観審議委員の発意において、中標津町内における景観の問題について問題提起をして議論して、審議会としての見解を町長に示すことができるようになっています。今般、例えば去年も問題を指摘しましたけれど、中央通り沿いにカーテンのないガラスで向こうが素どうしのような、壁のひどく傷んだ店舗みたいのが何軒か見受けられます。中標津町の町並みとしては非常に見苦しい、そういうものでございます。それから中標津空港を降りる観光客から、空

港から役場までの間の道路、ウエルカムロードについて植栽についてですね、批判を昔はこんなじやなかったのに、どうしてこんなに草ぼうぼうなんだろうと、ハマナスはどこへいったんだろう。ハマナスはカラオケの曲とか、それから札幌中標津会とかで行ったときに、ふるさと中標津という歌を歌いますけれど、その中にもハマナスという言葉が出てくるような、そういうシンボルロードにふさわしい花だったと思うんです。その道路そのものは北海道の所管であることは承知していますけれども、景観的に今のまんまの状況を今後もそのままにしておくのですかという問題とか、それから昨今よく問題になっておりますメガソーラー、町内にもまた次の話しが聞こえてまいりましてけれども、これらのことについて景観審議会においては議題として取り上げるような努力はなされたのでしょうかという質問でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 はい。都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの松村委員の再質問にお答えさせていただきます。まず御指摘3点ありましたうち2件につきましては、中央通り沿い、また空港線沿いの景観というところで、どちらも道路についての道路沿いの景観ですとか、道路沿いにある建物の景観の悪化というようなところと認識してございますが、こちらの特に空港線沿いの植栽の景観悪化という部分につきましては、令和6年度の景観審議会の中で委員から意見として出されたところではございます。また、3点目のメガソーラーの部分につきましては、こちらについて同じく令和6年度の審議会におきまして、特に多く意見が出されたところでございます。その一部について申し上げさせていただきますと、委員から出た意見としまして、近くに太陽光発電施設ができましたが、外観を見ても木で隠れているというものであれば問題はないのではないかという意見や、余りにも自然を壊すものであれば規制について考えなければならないかと思うという意見、また景観を守るということは資源を守ることにつながるものであり、農林漁業がしっかり話し合った上で、土地を有効活用していくという話し合いが必要ではないかといった意見がございました。その中で、まずは太陽光発電施設に関して審議会委員の知識を深めるための勉強会を次年度、令和7年度ということになりますが、開催する方向で検討するということとなったものでございます。そちらを受けまして今年の6月に開催いたしました景観審議会におきまして、当該勉強会を次回以降の景観審議会時に行うことについて決定をしたという状況になってございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○松村委員 15番、松村でございます。景観審議会の委員の皆さんの中で問題意識を持って議論されていることは分かりました。この決算審査の中で安全で安心の暮らしの協議会みたいな部分のことについて議論をいたしましたけれども、その審議会、今回申し上げたいことは景観審議会でなされているそのような議論を町民に積極的に開示していかなくては、その必要性とか問題意識をしっかり受け止める体制づくりにならないのではないか。そのように考えますけどいかがでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの松村委員の再質問にお答えさせていただきます。景観審議会におきまして様々な委員からの御意見等ございますが、そちらを受けまして私たち行政のほうとしましても、出していただいた意見を踏まえて実際の景観、まちづくりの取り組みにつながるような景観活動の啓発ですとか周知といったものを取り組みの中で進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○松村委員 はい。よろしくお願ひします。

○高橋委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次8番、宗形委員。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。空家等対策事業について質問させていただきます。この事業にあたって2件ほどしか申請がなかったということですけども、そもそも特定空家でしたり準特定空家ということで、もう空き家になってしばらく経ってしまっているというものですけども、その所有者に対する直接的なアプローチはされたのでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの宗形委員の御質問にお答えさせていただきます。まず、本町におきましては特定空家に認定、もしくは準特定空家に登録されている空き家はないという状況になっておりますが、住民の方などから危険な状態であるなどの通報があった空き家につきましては、その所有者や管理者に対し建物の現況をお伝えするとともに、事故等を未然に防ぐためにも取壊しや修繕などの対応の検討をお願いしているところでございます。また、その際には空家等利活用促進事業補助金の案内や所有者等の意向に応じ、不動産業者や解体業者に関する情報として、宅地建物取引業協会会員名簿や中標津建設業協会会員一覧などの情報を提供しているところでございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。特定空家がないと今説明がありました。前の委員会の資料では町内会ごとに特定空家でたり、そういう空き家になってしばらく経ってしまったものを資料見たことがあるんです。そのときには何件かやっぱり町内でもあって、もう空き家になって危険な状態だというのもありますし、そういう意見が町内会からも出てるということで、現時点で町は町内会から出た意見の特定空家に分類されるものがないということは、僕は認識していなくてと、むしろそれが特定空家だろうというふうに思うんですけども、その辺りの認識はどのように把握されておりますでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの宗形委員の再質問にお答えさせていただきます。まず特定空家につきましては、こちら認定を最後しなければ特定空家ということにはならないというものでございまして、確かに現況、危険な空き家、そして私たち行政のほうに通報いただいた空き家の情報というものは、私たちのほうで把握はしているということでございますが、特定空家の認定、そちらへまでいっているものが現状としてはないということになってございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。先ほどの松村委員からの質問にもありましたけども、やっぱりそうやって壊れてしまっている、景観に害さないものもあるというようなお話しでしたけども、やっぱりそういうもう事実上特定空家というものは町は認識されているということですね、通報されているので。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの宗形委員の再質問にお答えさせていただきます。まず、町としましては通報いただいたものですとか危ない状況ではないかという物件、現地のほう行ってそれぞれ状況確認の上、先ほどもお答えさせていただきましたが、所有者等に対して御連絡をとっているという状況はございます。また、実際に特定空家の認定というところのそこまで持っていくプロセスにつきましては、準特定空家と1段階低いものも含めまして、まず外観目視による不良住宅調査を行い、その後特定空家に認定が考えられるものにつきましては、さらに立入り調査を行って中標津町空家等対策協議会において協議の上、最終的には町長が

認定をするというプロセスになってございます。このように、まず第1に不良住宅調査というものが必要になってくるものでございますが、町域全体としての当該調査につきましては、令和元年度に調査を行って以降行っておらず、このようなプロセス等を策定した中標津町空き家等対策計画が、こちらが令和5年に作成しておりますが、それ以降の調査結果を有していないということになってございます。担当といたしましては、効率的かつ効果的なこういった前段の調査方法についても、改めて整理の上実施を行い、状況に応じて必要な登録、認定を行ってまいりたいと考えてございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。町長の認定が必要だということも分かります。でもやっぱりそういう町にそういうもう危険と化しているものだったり、この制度の目的はやっぱり空き家を作らずに再度利活用していこうという目的で最初作られたかと思います。今年度2件申請ということで上がっておりますけども、まず確認ですけども、この2件のうち、例えば売却でしたり賃貸なりっていう方法で活用された件数は2件のうち何件ですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの宗形委員の再質問にお答えさせていただきます。令和6年度の補助金の利用実績は2件ということでございまして、こちらの2件の追跡の調査としまして、一般にホームページのほうで公開されている不動産の取引の状況を確認したところでございますが、実際に賃貸ですとか売払いの希望で出てはおりますが、成立したという状況は確認できておりません。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。はい。2件ということで、まだ売りに出したり、貸出ししているかもしれないけど、マッチしていないということですよね。答弁書にも書かれてますけども、要因として初年度ということで実績が2件だったからっていうことが要因だって書いてあるんですけど、これは違うと思うんです。初年度で少なかったことが要因っていう理由には絶対ならないと思うんです。これは協議会で令和元年から必要だったから5年もかけて作られたわけであって、やっぱり必要としてるところはある。つまり何が言いたいかと言うと、先ほどからの質問だと町民に届いていない可能性があるんです。しっかりそうやって町内会から通知が来たり、職員が行って見に行っているにも関わらず、そういう方々が活用されていないっていうのは認知されていないと思うんですよね。やっぱりそこは認知していかないと、今後、同じホームページに登録されているからという理由で件数が少なかった、それは理由にはならないと思うんですよね。しっかり町としてアプローチして、うちの町は空き家を少なくしていきましょうっていう目標を掲げていかなければ、この町の空き家は減っていかないと思うんですよね。むしろ危険も下がっていかないと思うので、その辺り今後町としてどのように考えていますか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの宗形委員の再質問にお答えさせていただきます。今、委員から御指摘いただきました点につきましては、私たちとしても同じ認識をしております。なかなか実績が出なかつたと。補助金については、そのように認識をしておりますが、やはり空き家の所有者ですとか空き家を未然に防ぐというところで、さらにアプローチ、いろいろな方法で啓発等を行っていかなければならぬと考えております。先ほども少し触れさせていただきましたが、実態調査の在り方も含めまして、全体的にこの空き家対策というところの整理を行ってまいりたいと思っておりますので、その中の一つとして当然、アプローチの方法

様々あると思いますが、啓発、所有者に対しての直接的なアプローチという部分も含めて、整理検討させていただきたいと思います。以上です。

○宗形委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○佐野委員 13番、佐野でございます。通報によって結局それを確認しに行くっていうような形っていうお話しだったんですけれども、意外と通報っていうのは本当にもう危険な空き家になってからの通報が多いのではないかなと思われるんですよね。早めの空き家対策をするということによって利活用のしがらみが格段に上がってくるということを考えると、行政側としては例えばパトロール的な、令和元年以降行われていないということですから、パトロールなどをして空き家っていうのを確認するっていうような作業っていうのは行う予定はないんですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの佐野委員の御質問にお答えさせていただきます。御指摘のとおり、通報いただくという段階でかなり状態は悪いものと認識しております。こちらについてですね、まず、そのような状態にならないという環境づくりが大事なのかなというところは認識してございます。また、そういったことを未然に防ぐ実態がどうなのかという部分のパトロール等でございますが、先ほども少し触れさせていただきましたが、実態調査という部分ですが、こちらですね令和元年実施して以降大規模なものは行っていないということございまして、なかなか町域全体を同じような形で細かい部分まで確認するというところになってきますと、経費労力という部分もかかってきますので、そういった部分、実際にどういったことを防ぎたいのか効果効率を考えて、例えば可能であるかこれから検討はしてまいりますけども、毎年調査の項目を絞ってですね、特に確認したい部分について絞った確認を定期的に行っていくですか、そういった手法も含めまして、これから整理を行って取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○高橋委員長 どうぞ。

○佐野委員 はい。13番、佐野です。なかなかパトロールやなんかの部分って言うか調査やなんかも大変だと思うんです。ただ、例えば町内会との連携をとって、町内会で空き家ができたっていうのは分かると思うんですよね。町内会をやめられて町外から出て行かれたとか、そういった部分のそういうたところとの連携ですとか、お亡くなりになられたっていうのは戸籍のほうでも分かると思いますし、そういったものを使っての細かなチェックっていうのは不動産屋さんもそうですね。不動産屋さんも結局空き家になって遺族の方なり移動される方がお願いしてっていう部分もありますし、それはそれで空き家対策の部分では貢えると思うんですけども、そういったところと連携をとることによって、埋まった埋まらない、利用されているされてないも全部分かると思うので、そういったところの連携も必要だと思うんですけども、そういったことは考えてないですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの佐野委員の再質問にお答えさせていただきます。現時点の検討状況としまして、町内会さんとの連携という部分まで、まだ検討できていない状況でございますが、御指摘いただきましたとおり、私たちのできる部分、効果的にやっていくというところで、町内会さんの御協力をいただけるというところが、もし効果的に行えるということであれば、そういった部分も検討させていただきたいと考えております。以上です。

○佐野委員 以上です。

○高橋委員長 はい。12番、高橋善貞です。質問させてください。町内会は加入率は32%なんですね。町内会は空き家の調査員じゃないんです。ですから町内会に委託する場合は本当の町内会の加入している32%の中に空き家だとかを持つての方がいますか。隣に何かそういう空き家ありますかってことはできるかもしれないけど、町内会32%しか加入率もない町内会にそういうのを頼る、調査を頼るっていうのは極力やめていただきたいんです。そして、先ほど言った佐野委員から話しましたけど、令和元年から調査をやってない。それからもう5年以上経過してるわけですよ。その中でお金がかかるからやらないんだっていうのと、その何て言うんでしょう。空き家の危険度がこれから増していくっていうこと、何かその重要性ってのはまだ理解していないんじゃないかなと私は思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。十分時間ありますから、暫時休憩していただいて結構です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市住宅課長 はい。都市住宅課長の太田です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えします。確かに佐野委員からも御指摘ありましたとおり、令和元年以降ですね、調査がでけてなくてですね、その間にも住民の方からですね、相談を受けたりですね、私たちも空き家を見つけて危険な状態になったときにですね、直接所有者の方々にですね、お話しをして、その解消に向けて今努力してるところなんですけども、なかなか先ほど係長がお話したとおり、調査をやるとなりましたら、前回は委託で業者の方々にですね、していたんですけども、かなりの経費もかかっておりましたので、次やるときにはですね、どのような形でですね、行っていくべきなのかというのを、担当者の中でもちょっと今話しをしております。この空き家等対策計画が令和6年に、令和5年ですか、に策定してですね、それ以降の取り組みなので、ちょっと皆さんにするとですね、遅いというような感じにはなるかと思いますけれども、我々としてもですね、できるだけ職員の中でも、どんな方法でやつたら効率的にできるのか、そしてまた自分たちも他の仕事も抱えていますので、その中でできる範囲というのをですね、考えながら、先ほども町内会さんという話しがあったので、そこについては実際ここでは話してはいなかつたんですけども、一つの方向性としてはですね、考えられるかなというところではあるんですが、確かに高橋委員長おっしゃるとおりですね、そうなると町内会の負担も増えるということですので、そこをお願いするかしないかについてはですね、慎重に定める必要があるかなというふうに考えております。いずれにしましても、この空き家に関しては取り組みを始めたところで、なかなか補助金もですね、先ほど周知が悪いというところもありましたけども、どのようにしたら浸透してですね、この空き家対策に結びつくのかというのを今模索しながらやっている最中ですので、この調査に関しましても、来年度以降ですね、どんな形ですね、進めているたらその実態にあったですね、状況把握ですか住民の方へのですね、お知らせができるのか、自分たちの中でも議論しながらですね、進めていきたいと思いますので、もしアドバイス等がありましたら、ぜひいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ次に10番、松村委員。

○松村委員 はい。15番、松村康弘でございます。10番と11番と関連がありまして、同じ養老牛の特定環境保全公共下水道事業に関わる部分でございます。一括して関連して質問してまいります。決算審査表に回答を求めましたけれども、この養老牛は収入が温泉旅館から入ってくる年間の収入が206万円。それに対して、それを施設維持管理費が1023万円。それはこのこれを読んでもよく分からぬという、ここにセグメント情報に関する注記という決算書の中の部分があって、これがそうなんんですけど、よく分からぬというですね、その中で監査委員会の公営企業会計決算審査意

見というのが分厚い本がございまして、この中に載っております部分を読むとかなりよく分かってまいりました。経費回収率という部分の表記がございまして養老牛は 21.7%、1000 万に対して 21.7% の収入、農業集落排水施設、これは計根別でございますけれども、令和 6 年度は 73.7%、令和 5 年度は 88.1%、中標津市街はそこそこ 100% 前後というところで推移しておりますけれども、この問題を今般、先月下旬に私たちの文教厚生常任委員会にも下水道使用料を値上げしますというお話しが入ってまいりました。この部分について、うちの委員会以外の皆様には初耳のお話しであると思いますので、問題意識を共有したく、まず質問させていただきます。下水道使用料の値上げについては、それなりの根拠を示されておりまして、管路の維持とか施設の維持の部分において、これはやはり長期的に見てやむを得ないことなんだなというふうに理解はいたしております。ですから、下水道使用料の値上げについて異議ありという話しではないのですけれども、養老牛の温泉については、以前は 4 軒とかの温泉施設があって汚水処理施設は造られた。しかしながら今日、1 軒になってしまって回収率が 20% というこの現状、これをこのまま放っておいていいとも思わないのです。これについて水道部のお話しを見解をお聞かせいただければとまず思います。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○下水道係長 上下水道課下水道係長の仁木です。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたします。まず収入 206 万円についてですけど、こちらは湯宿だいいちによる下水道使用料となります。また施設維持管理費の 1023 万円については、養老牛温泉浄化センターの維持管理費に係る包括委託料が大半を占めているところでございます。委員からの御指摘のとおり、収入より支出が上回っている状況であり、養老牛温泉処理区の今後の在り方について検討を進めております。今の施設を引き続き使用していくのか、またですね、新たな処理方法と呼ばれる個別処理方式とするのかなどを様々な処理方法の中から、最適な方法を選択できるように研究を進めてまいります。ただし相手のある案件となりますので、協議を重ねながら検討を進める必要があると考えております。なお、事業廃止に伴う補助金の返還や起債の繰上償還を考慮いたしまして、整備当時の起債償還が終わる令和 12 年度をめどに方向性を決定していきたいと考えてございます。併せて今現在実施しております包括委託の見直しなども含めて、費用削減効果等についても引き続き研究を進めてまいります。以上です。

○高橋委員長 どうぞ。

○松村委員 15 番、松村康弘でございます。同様の回答を私たちの委員会でお聞きしておりました。しかし、令和 12 年と言うとまだ大分先の話でございまして、この部分について、今般調べましたところで、国土交通省がウォーター P P P 、パブリックプライベートパートナーシップという新しい制度を提唱しています。これは施設と管路とみんなまとめて民間に委ねて維持管理させていくという新しい方法のように思います。これらの研究も同時進行で進めていくべきではないかと思いますけれど、いかがでしょうか。

○高橋委員長 ちょっと待ってください。松村委員。その話しあは令和 6 年度の決算、年度予算と年度決算の範疇から外れていませんか。

○松村委員 そう言わればそうかもしれません。

○高橋委員長 でも今、答弁の用意もしていますので、この 1 間だけ許可したいと思いますので、すみません、お願ひします。はい、どうぞ。

○上下水道課長 上下水道課長の表です。答弁を用意してたわけではございませんが、今の御質問があつたウォーター P P P の関係でございます。現在の包括委託がですね、5 年間で令和 7 年から令和 11 年度まで包括委託ということで実施をしているところでございます。ウォーター P P P につ

きましては、令和5年から国土交通省より提案をされているところでございます。中標津町においても11年、今の委託が終わる11年までに次の委託へ向けて、このウォーターPPPの検討もしたいというふうに考えております。ウォーターPPPに移行するにあたっては、現在近隣で言うと釧路市が可能性調査、移行への導入可能性調査というのをやって実施をしているところでありますので、中標津町においても、令和8年にいろいろな情報共有をしながら情報を集め、中標津町にとって1番いい方法でのウォーターPPP移行も考える上で、令和9年から可能性導入調査ということを実施をしていきたいというふうに今考えているところでございます。この調査が1年もしくは2年かかると言われておりますので、これは補助金の活用もしながら実施に向け導入することが中標津町にとってプラスになるのかならないのかということも含めた導入調査になりますので、そこもしっかりと見極めた上でウォーターPPP導入に向けては考えていきたいというふうに思っているところでございます。松村委員が言われて多分御心配されているのは、養老牛温泉の方向性、これからいろいろな形、処理方式を考えていく上で時間がかかるという、その間にウォーターPPPという話しも多分やってはどうかというお話しかと思いますが、どうしてもこのウォーターPPP大きな課題となりますので、維持管理の部分も今後一体となることもあるので、ちょっと慎重にやっていきたいと思いますので、そういう年度終わりで考えていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。